

○ 総務省告示第百五十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月二十三日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの 〔二七七 略〕		〔同上〕	
別表		別表	
区域	電気通信事業者	区域	電気通信事業者
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
神奈川県	株式会社ジェイコム湘南・神奈川	神奈川県 <small>の区域に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域</small>	株式会社ジェイコム湘南・神奈川
山梨県	株式会社日本ネットワークサービス	〔同上〕	〔同上〕
富山県	株式会社ケーブルテレビ富山 株式会社オプテージ	富山県の区域のうち中新川郡立山町芦峯寺 ブナ坂外 <small>の一部の区域を除く区域</small>	〔同上〕
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
長野県	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ	長野県の区域のうち木曾郡南木曾町（吾妻 の一部及び田立に限る。）の区域を除く区 域に富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外 の一部の区域を併せた区域	〔同上〕
岐阜県	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ	岐阜県の区域に長野県木曾郡南木曾町（吾 妻の一部及び田立に限る。）を併せた区域	〔同上〕
静岡県	中部テレコミュニケーション株式会社	静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾 野市茶畑の一部の区域を除く区域	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社TOKAIケーブルネットワーク
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
備考 表中の「 〃 」の記載は注記である。			